

8. 参考資料

8.1. 上位計画

8.1.1. 第5次沼津市総合計画（令和3年3月）

○令和12年度（2030年度）を目標年次に、まちづくりに取り組む上での基本理念、本市が目指すべき将来都市像と、それを実現するためのまちづくりの柱を示す基本構想、基本構想に基づき、様々な施策を体系化した基本計画、基本計画に示された各施策を実現するための事務事業をとりまとめた推進計画（前期：2021～2025年、後期：2026～2030年）で構成される。

○本市が目指す将来都市像『人・まち・自然が調和し、躍動するまち ～誇り高い沼津を目指して～』を実現するため、各分野で進めるまちづくりの方向性として、8つのまちづくりの柱に基づき施策を推進します。

【まちづくりの柱】

1. 自分らしいライフスタイルを実現できるまち

地域性豊かで多様性を認め合う、ぬくもりを感じ、誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

2. ヒト中心で都市的魅力にあふれるまち

「ヒト」中心の場所づくり、都市機能や公共交通の充実、緑あふれるまちなみ形成など、暮らしやすく魅力あるまちを目指します。

3. 力強い産業を牽引するまち

産業の高度化、異業種間交流や連携の促進、企業誘致などを進め、県東部地域の産業を牽引する元気なまちを目指します。

4. 地域の宝を活かすまち

まちの強みや地域資源を活かし、多くの人が行ってみたい、住んでみたい、関わってみたいと思えるまちを目指します。

5. 安心して子どもを産み育てられるまち

出会いから子育てまで切れ目なく支援するとともに、子どもたちの育成に地域一丸となって取り組むまちづくりを推進します。

6. 笑顔があふれ健康で心豊かに暮らせるまち

誰もが元気に生活できるよう健康づくりなどを推進するとともに、支え合いながら健やかに暮らせる、地域共生社会の実現を目指します。

7. 安全・安心のまち

災害や犯罪、事故などから市民の生命・財産を守るとともに、誰もが安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

8. 環境と共生する持続可能なまち

環境負荷低減、資源循環、自然環境保全に向けた活動などに取り組み、環境と共生する持続可能なまちを目指します。

8.1.2. 第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月）

- 「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国・県における人口ビジョンの改訂や第2期総合戦略の策定、また、人口動態の変化やこれまでの取組、第5次沼津市総合計画の方向性なども踏まえ、策定されたものである。
- まち・ひと・しごと総合戦略では、将来のまちの姿を『都市的魅力と自分らしい生活を楽しめる“ぬまづ暮らし”の実現』と定め、4つの基本目標を設定している。
- 自転車に関しては、基本目標2「沼津への新しいひとの流れをつくる」における施策の基本的方向性「観光資源を最大限活用した交流人口の拡大」の中で、“沼津サイクルツーリズムの推進”が示されている。
- 自転車と既存の観光資源を組み合わせた様々な施策が検討されている。

【将来のまちの姿】

都市的魅力と自分らしい生活を楽しめる“ぬまづ暮らし”の実現

【基本目標】

1. 力強い産業を育て魅力ある雇用を創出する
2. 沼津への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 新しい時代に合った、安全・安心で誰もが暮らしやすい地域をつくる

2-3 観光資源を最大限活用した交流人口の拡大

2-3-⑦ 沼津サイクルツーリズムの推進		ウィズスポーツ課
東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技開催を契機に、ますます注目を集める本市を含む県東部・伊豆エリアにおいて、サイクルツーリズムの新しい楽しみ方や魅力を発信することにより本市の交流人口の拡大を図ります。		
取組内容		
<ul style="list-style-type: none"> ● 沼津の各エリア（マウンテンエリア・シーサイドエリア・シティエリア）それぞれの特性を活かした観光プランの立案 ● 手軽にサイクリングを楽しめる環境の構築 ● サイクルアクティビティの魅力発信の強化 		
数値目標	基準値（R1）	KPI（重要業績評価指標 R7）
サイクル拠点施設利用者数	2,300人	2,800人

出典：第2期沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

8.1.3. 沼津市自転車活用推進計画（令和3年3月）

○「住みたいまち、行きたいまち。～自転車利用環境の向上により、選ばれるまちへ～」を基本方針として、自転車を取り巻く現状を把握し、課題を解決するため、関係機関などとの横断的な連携や取り組みを効率的・効果的に進め、自転車の活用を総合的に展開することで、自転車に対する安全性や利便性等、利用環境を向上させるとともに、市民が自転車をライフスタイルに組み込み、互いに理解し合える土壌をつくりあげることによって、市民の生活の質と都市の価値を高め、選ばれるまちを目指すとしている。

- 目標 1 自転車利用環境の充実による安全性の確保
- 目標 2 移動の利便性向上による過度な自動車への依存の低減
- 目標 3 自転車の活用による健康の増進
- 目標 4 サイクルツーリズムの推進による交流人口の拡大

目標を達成するためのプロジェクト

I 自転車通行空間整備推進プロジェクト

1 沼津市自転車ネットワーク計画等に基づく自転車通行空間の整備

- 自転車ネットワーク計画に基づき、通勤・通学・買物等の日常的な移動や観光・レクリエーション等で、安全・安心・快適に自転車を利用できるよう、自転車通行空間の整備を効果的、効率的に推進します。

2 自転車を利用しやすい環境の整備

- 案内誘導サイン、危険箇所での注意喚起、夜間の安全性を確保するための街灯等を整備します。
- 県の整備方針やナショナルサイクルルートにおける案内誘導の方針を踏まえ、多言語化を含めた統一的な案内誘導サイン等を整備します。

6 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

- 無電柱化の実施路線においては、道路空間を活用した自転車通行空間の確保も合わせて検討します。

II 自転車安全利用促進プロジェクト

III 良好な都市環境の形成プロジェクト

IV ヒト中心のまちづくり連携プロジェクト

22 沼津市中心市街地まちづくり戦略と連動した自転車通行空間の検討と駐輪場の配置検討

- 沼津市中心市街地まちづくり戦略に位置付けた戦略や方策の進捗と連携し、中心市街地の自転車通行空間の在り方と駐輪場の配置を検討します。

V おでかけサイクリングプロジェクト

VI 魅力的なサイクリング、サイクルツーリズム創出プロジェクト

出典：沼津市自転車活用推進計画

8.2. 都市計画

- 第2次沼津市都市計画マスタープラン（令和2年11月）

○第2次沼津市都市計画マスタープランでは、都市の活力を高めていくため、多様な地域の多様な地域特性に応じ、都市機能の適切な集約や居住環境の向上を図る「拠点」や、拠点をつなぐことにより魅力を高め、まちの交流を活性化させる「軸」を位置づけている。

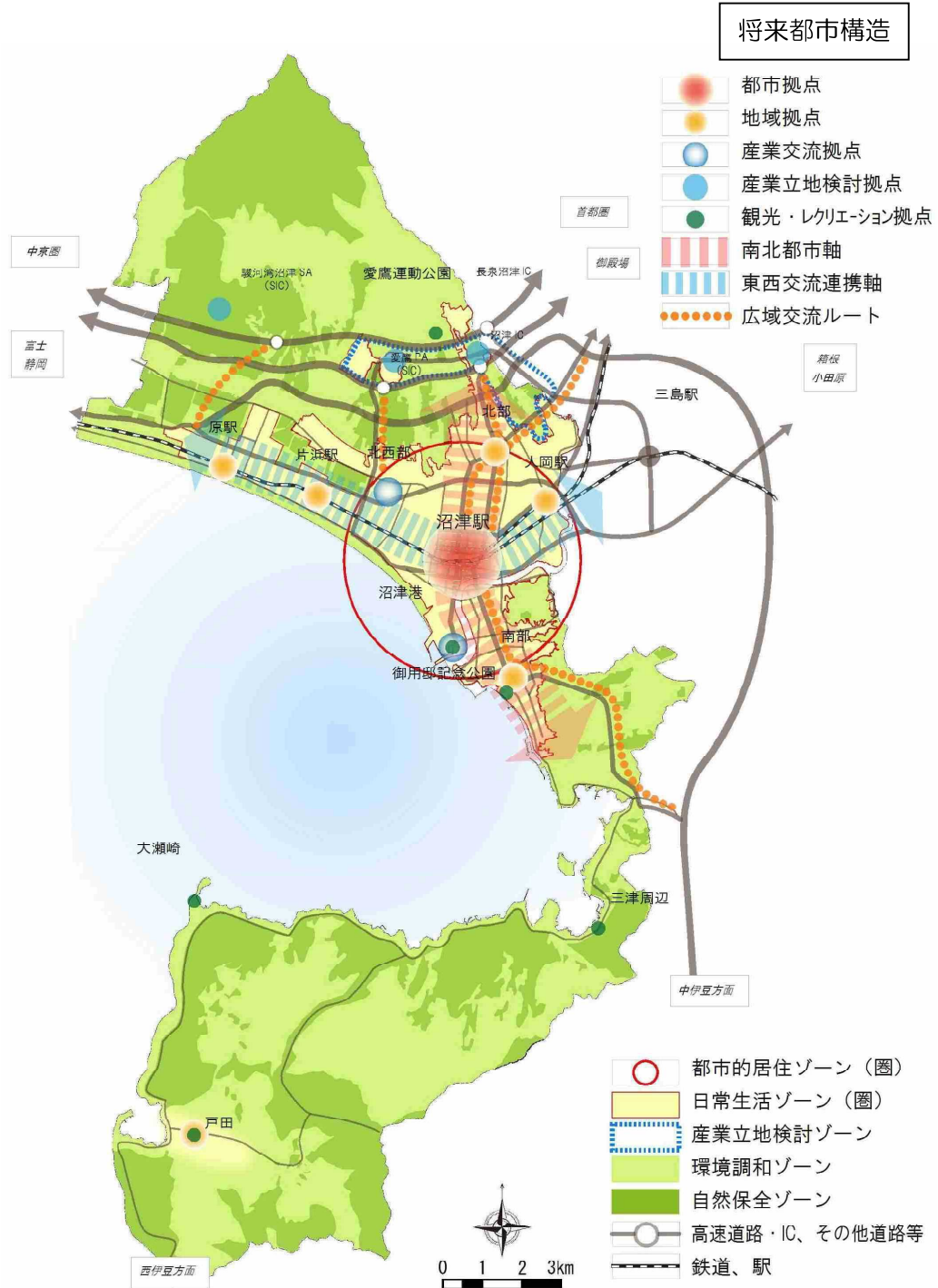


図 8-1 第2次沼津市都市計画マスタープランにおける軸・拠点

出典：第2次沼津市都市計画マスタープラン

● 沼津市立地適正化計画（平成31年3月）

○今後の人口減少・少子高齢化のなかでも、市民の暮らしを守り、本市全体の活力を高めていくためには、多様な主体の連携・協力のもと、都市機能や居住の適正な誘導を図ることが必要であることから、策定されたもの。

【立地適正化計画の基本方針】

- (1) 中心市街地の方針
- (2) 都市的居住圏の方針

多様な都市的サービスを楽しむことができる都市環境の形成を図り、都市機能や公共交通を充実し、歩いても、自転車でも、公共交通でも移動できるまちづくりを進めます。

- ① 中心市街地と各拠点をネットワークで連携させ、都市的居住圏で市全体の活力向上
 - ② 拠点とネットワークで、広域の「ヒト・モノ・コト」の流れを引き込み、中心市街地を活性化
 - ③ 過度に自動車に依存しないまちづくり
 - ④ 市全体の防災安全性向上に寄与する、拠点とネットワークの形成
- (3) 既成市街地と集落・田園居住地の方針
 - (4) 安全・安心のまちづくりの方針

【都市機能誘導の基本方針】

【居住誘導の基本方針】

②市民1人1人の多様なライフスタイルに対応した「メリハリのある土地利用の実現」

都市的居住圏：都市機能や公共交通を充実し、歩いても、自転車でも、公共交通でも移動できるまちづくり

【誘導施策】

1. 都市機能や居住を誘導するための取組

(3) 市が国・県・事業者・市民等と協力して行う施策

②公共交通等の充実に関する取組

○「交通結節点の充実」に関する取組

・自転車利用促進のための沼津港における駐輪場の整備

○「その他、公共交通や道路のネットワーク形成」に関する取組

・沼津市自転車ネットワーク計画に基づく自転車通行空間の整備

出典：沼津市立地適正化計画

● 沼津市中心市街地まちづくり計画（平成 27 年 8 月）

○中心市街地の基本理念を『行きたくなる、暮らしたくなる、誇りたくなるまち』とし、その実現のための6項目の基本方針を定めている。
○中心市街地内の回遊性を向上させるため、「自転車」は環境にやさしい交通手段として、移動しやすい環境整備が検討されている。

【基本方針】

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 都市機能と魅力の集積 | 4. 回遊性の向上 |
| 2. 川を活かしたまちづくり | 5. 公共交通の利便性向上 |
| 3. まちなか居住の促進 | 6. 協働のまちづくり |

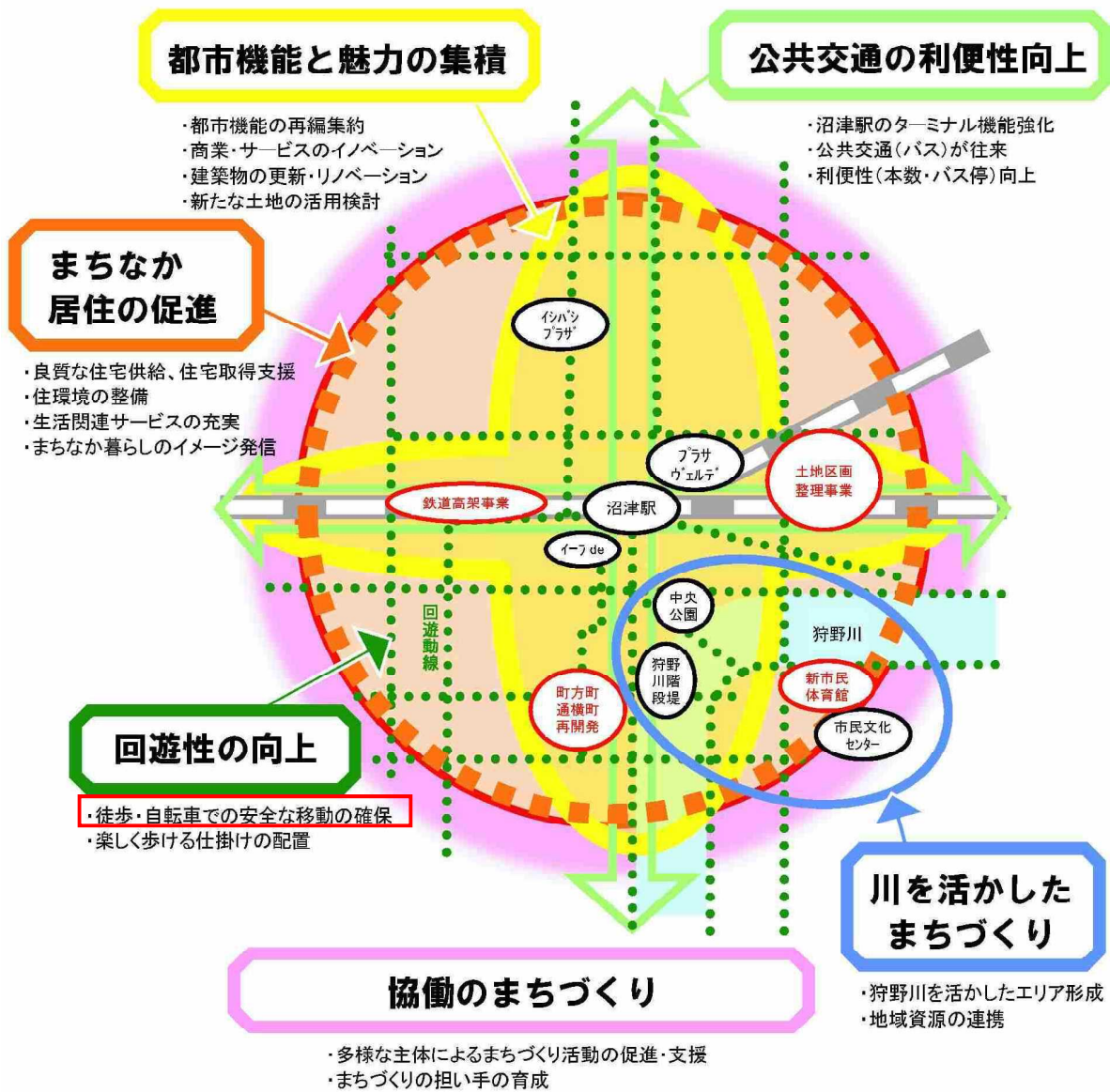


図 8-2 基本方針の概念図

出典：沼津市中心市街地まちづくり計画

【基本方針：回遊性の向上（抜粋）】

- ・南北市街地の一体化をはじめ、中心市街地内を徒歩や自転車で安全かつスムーズに移動できる環境を整えます。
- ・環境に優しい交通手段として自転車の利用を促進するため、通行帯や駐輪場の整備、シェアサイクルの導入等を図ります。

【主な取り組み：自転車に関する事項】

- ・**機能と魅力の集積による都市軸の強化：エリアマネジメントと移動の円滑化（抜粋）**
段差がなく広い歩道や専用通行帯など、徒歩や自転車で移動しやすい環境を整えるとともに、都市軸上を往来する公共交通の路線・運行頻度の強化を図るなど、中心市街地へのアクセス向上と中心市街地からの移動の円滑化を推進します。

【将来のまちのイメージ：自転車に関する事項】

- ・**多様な楽しみ方ができるまち：スポーツ、健康づくりの拠点形成**

健康・体力の向上や維持により、誰もが生き生きとした暮らしを実現できるよう、ウォーキング・ジョギング・サイクリング等に活用されている狩野川沿岸や中央公園、新たに建設する市民体育館を拠点として、気軽にスポーツや健康づくりに親しむことができる機会の創出に努めます。

- ・**歩いて楽しい回遊性の高いまち①：自転車利用の促進**

自転車は、徒歩と同様手軽で環境に優しく、近距離の移動には利便性の高い交通手段です。

走行・駐輪など自転車の利用環境を向上し、自転車で来やすく、移動しやすい中心市街地を構築します。

また、眺望に優れた狩野川 View Line などを活用し、スポーツや観光を目的とした自転車利用の促進を図ります。

（想定される取り組み）

- | | |
|----------------|-----------------|
| ・自転車通行帯の整備 | ・コミュニティサイクル導入事業 |
| ・レンタサイクルの利便性向上 | ・駐輪スポットの整備 |
| ・サイクルステーションの運営 | ・自転車の安全利用の啓発活動 |

- ・**歩いて楽しい回遊性の高いまち②：ユニバーサルデザインの推進**

歩きやすい歩道や広幅員の歩道整備、立体横断施設の見直しなど、ユニバーサルデザインの視点に立って歩行環境や自転車利用環境の改善を図り、安全で快適な、すべての人にとって利用しやすいまちづくりを推進します。

出典：沼津市中心市街地まちづくり計画

● 沼津市中心市街地まちづくり戦略（令和2年3月）

○中心市街地まちづくりの4つの戦略として、

- ①ヒト中心の公共空間の創出
 - ②拠点機能の立地促進
 - ③まちなか居住の促進と市街地環境の向上
 - ④周辺地域資源との連携
- を定めている。

【取組】

戦略1 ヒト中心の公共空間の創出

方策3 駅アクセス街路の再編-歩行者空間の広がりによる駅と「まち」の接着-

- ・南口駅前広場へのアクセス街路（(都)三枚橋錦町線・(都)沼津駅沼津港線(さんさん通り)）の車線数を減らし、歩行者・自転車のための空間の充実を図ります。

方策4 地区交通体系の再編-ヒト中心の空間再編のために-

- ・駅まち環状の形成にあたっては、自転車による南北方向及び東西方向の往来を円滑化し各方面から駅へのアクセス性の向上を図ります。さらに、駅の直近では、歩行者空間の創出に併せて自転車走行空間を確保するとともに、高架下空間の駐輪場の配置を検討します。

戦略4 周辺地域資源との連携

方策1 中心市街地と周辺の地域資源を結ぶネットワークの充実

- ・本市においても、これまで、狩野川沿いの遊歩道や蛇松緑道など、ネットワーク整備を図ってきましたが、現在でも、一部にミッシングリンクが残されています。そのため、関係機関や地域住民と連携しつつ、これらを接続し、歩行者、自転車による快適な回遊ネットワークの充実を図るとともに、水辺・緑と一体となった魅力的なまちなみ形成を図ります。

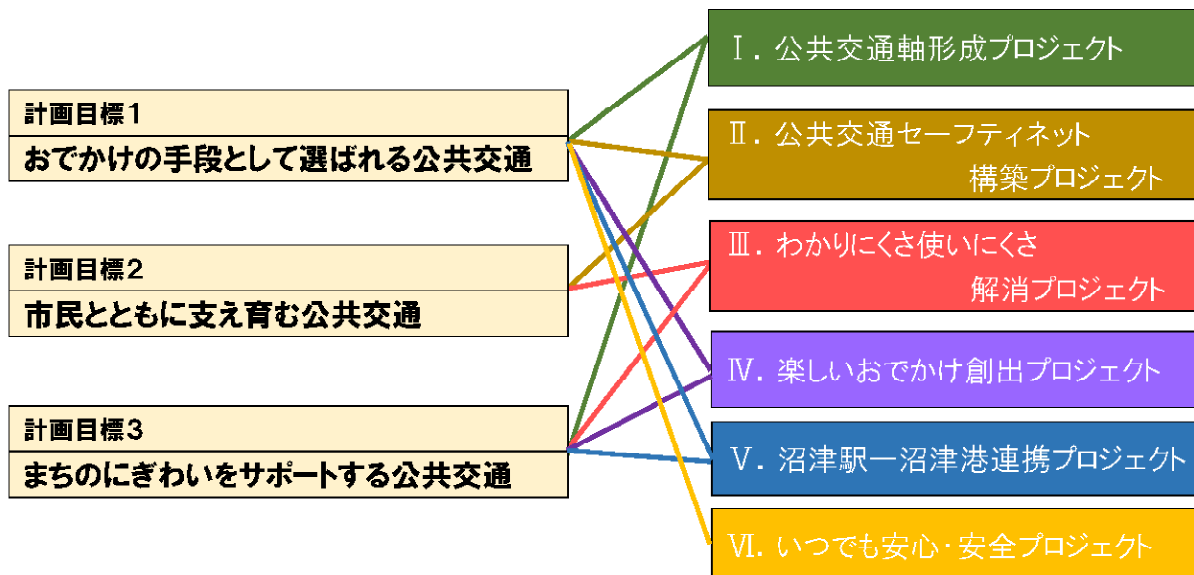
方策2 中心市街地と周辺住宅地をつなぐ快適な街路空間の形成

- ・高架側道や(都)大手町片浜線について、歩行者や自転車にとっての快適な通行空間が確保されるよう整備を行い、周辺住宅地の利便性の向上を図ります。

出典：沼津市中心市街地まちづくり戦略

● 沼津市地域公共交通計画（令和4年2月）

○市内の公共交通ネットワークを見直し、持続的な移動手段の確保と、利便性向上による利用促進を図ることを目的として策定されたもの。
 ○基本的な方針「行きたいまち、住みたいまち。～公共交通の改善により、選ばれるまちへ～」を掲げている。



III.わかりにくさ使いにくさ解消プロジェクト

- ⑨ バス停の環境改善（駐輪場設置）

V.沼津駅-沼津港連携プロジェクト

- ① 新たなモビリティツールの活用

【事例】シェアサイクル
 （ハレヒサイクル 加和太建設）



出典：沼津市地域公共交通計画

- 交通安全
- 第 11 次沼津市交通安全計画（令和 3 年 1 1 月）

○道路交通事故のない社会を目指し、道路交通の安全について、令和 7 年末までに交通事故発生件数を 1,000 件以下にすることを目標としている。

○同計画では施策の一つに「自転車利用環境の総合的整備」を掲げており、自転車利用環境・駐車対策の面からの方策を講じることとしている。

【重点的に対応すべき対象】

- (1) 高齢者及び子どもの安全確保
- (2) 歩行者及び自転車の安全確保
- (3) 生活道路における安全確保
- (4) 先端技術の活用推進
- (5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (6) 地域が一体となった交通安全対策の推進

II 講じようとする施策

1 道路交通環境の整備

(9) 自転車利用環境の総合的整備

ア 安全で快適な自転車利用環境の整備

クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する必要がある。このことから、「沼津市自転車活用推進計画」に基づき、歩行者と自転車が分離された車道通行を基本とする自転車通行空間の整備等により、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する取組を推進する。

各地域において道路管理者や警察が道路空間の整備、通行ルールの徹底を進め、さらに、自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策や、ルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。

イ 自転車等の駐車対策の推進

自転車の駐車スペースを確保し、安全で安心して利用できるよう自転車駐車場の利用環境の改善を図る。また、放置自転車対策として、「沼津市自転車等放置禁止条例」（昭和 63 年条例第 11 号）に基づき、放置禁止の指導を行い、放置自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

特に、「バリアフリー法」に基づき、市が定める重点整備地区内における生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害がある人等の移動の円滑化に資するため、関係機関・団体が連携した広報啓発活動等の違法駐車を防止する取組及び自転車駐車場等の整備を重点的に推進する。

出典：第 11 次沼津市交通安全計画

8.3. 健康

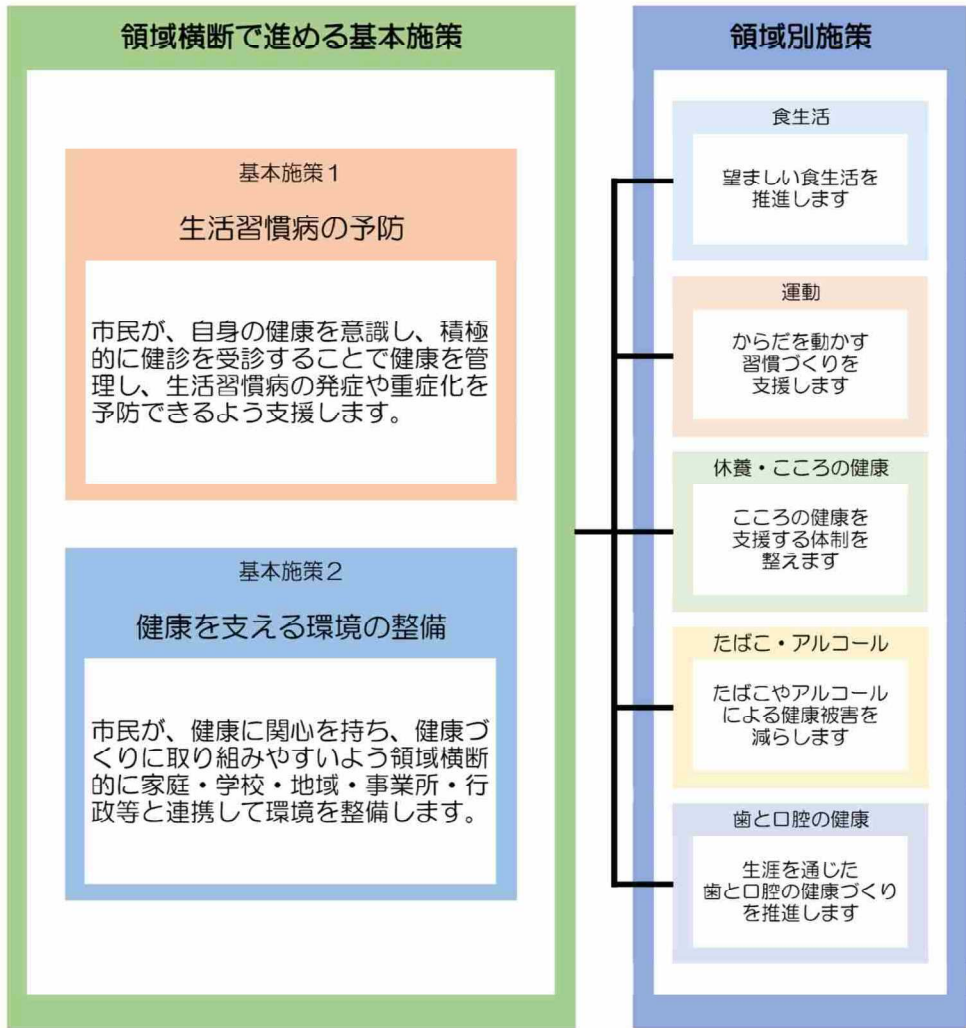
- 第2次沼津市健康増進計画（令和3年3月）

○市民一人ひとりが健康的な生活習慣を身につけ、健康寿命を延ばせるよう、市民、行政、事業者等が協働して健康づくり活動の推進を図ることを目的に、その行動計画として策定されたものである。

基本理念 生涯健康！笑顔で心豊かに暮らせるまち ぬまづ

基本方針 ～健康寿命の延伸を目指す健康づくり～

本市は、生活習慣病の有病率が高く、メタボ該当者や肥満の人が多い状態です。健康寿命の延伸のため、肥満の改善を重点とした健康づくりの施策を領域横断で進めます。



出典：第2次沼津市健康増進計画

8.4. スポーツ

- 沼津市スポーツ推進基本計画（平成 26 年 3 月）

○国や静岡県の実況に係る計画改定及び市民のニーズの変化などを踏まえて、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を実現できるよう策定されたものである。

【基本理念】

するスポーツ・みるスポーツ・ささえるスポーツ
～ 市民ひとり 1 スポーツの推進 ～

【基本方針】

1. 生涯スポーツの推進

- ①ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進
- ②地域スポーツ活動の推進
- ③競技スポーツの推進

2. スポーツ環境の整備

- ①新市民体育館の整備
- ②既存施設の機能強化と活用促進
- ③総合型地域スポーツクラブの育成

3. スポーツ活動を支える仕組みの充実

- ①スポーツ活動を支える人材の育成・活用
- ②スポーツに関する情報提供体制の充実
- ③関係機関・団体との連携強化

出典： 沼津市スポーツ推進基本計画

● 沼津市観光振興ビジョン（令和3年3月）

○「沼津ならではの」の地域資源を最大限に活用し、官民一体となって観光振興に取り組むことにより、地域経済の活性化のほか、シビックプライドの醸成などを図っていくため策定されたものである。

目標

観光スタイルの変化や ICT の進展、インバウンドの増加などの社会の変化に適応しつつ、コロナ禍の影響から新しい生活スタイルに合わせた誘客を進め、人々を惹きつける観光都市づくりを目指します。

観光振興の柱1 沼津の魅力の発信

- 基本施策1 沼津の魅力を活用した情報発信
- 基本施策2 新たな手法による情報発信

観光振興の柱2 地域資源の創造と磨きあげ

- 基本施策3 地域資源の創造
- 基本施策4 観光振興の担い手づくり
- 基本施策5 県東部・伊豆地域等との連携

観光振興の柱3 沼津ならではの観光の提供

- 基本施策6 誘客につながる施設整備等の推進
- 基本施策7 新たな観光需要への対応

観光振興の柱4 インバウンド施策の推進

- 基本施策8 外国人目線による情報提供
- 基本施策9 在住外国人との連携



出典：沼津市観光振興ビジョン

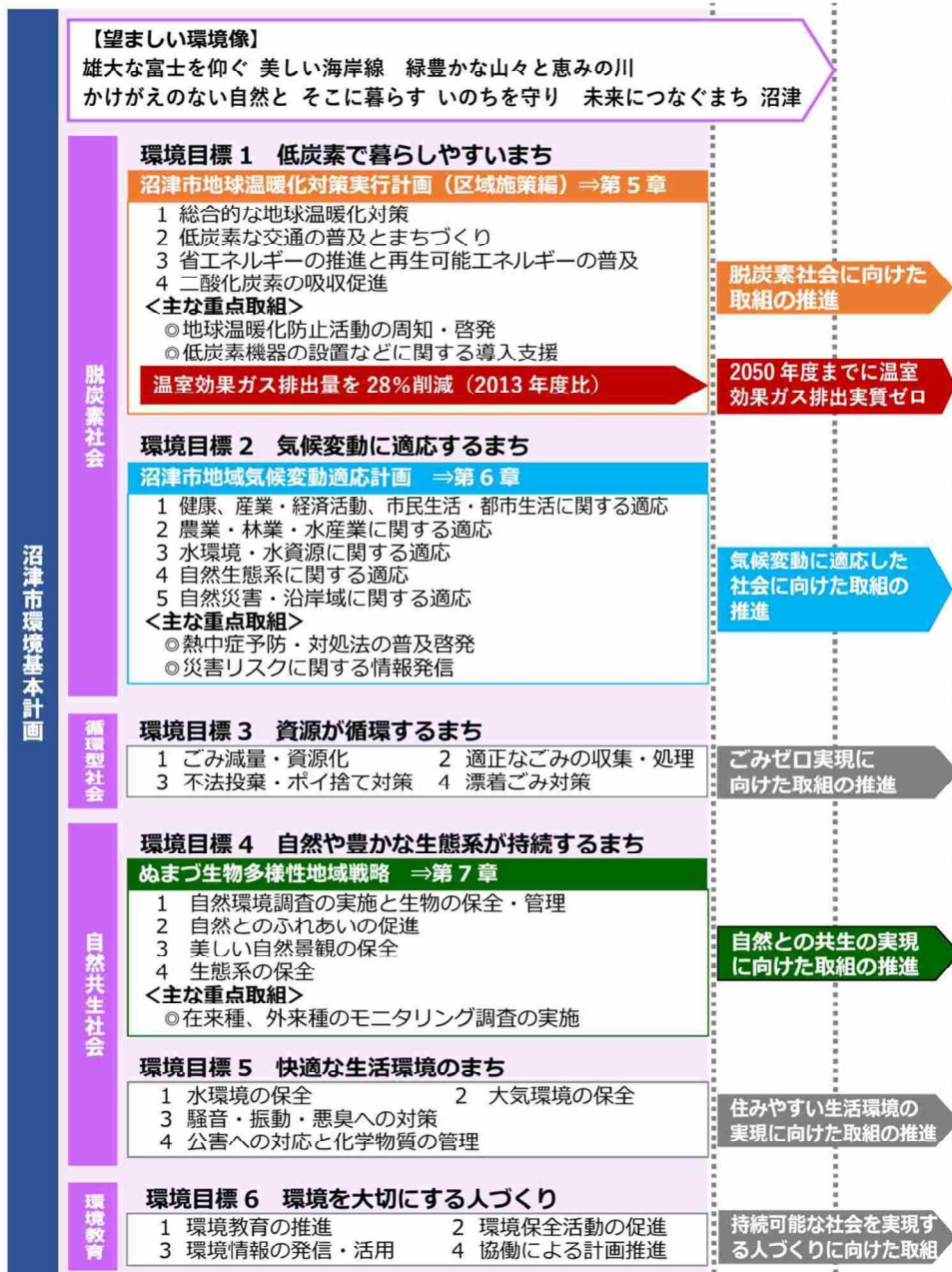
8.5. 環境

- 第2次沼津市環境基本計画（令和3年3月）

○沼津市の自然的・社会的条件を考慮し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画である。

○沼津市が脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築による「持続可能なまち」の実現を目指し、市・市民・事業者・滞在者が一体となって取組を進めていくうえでの指針である。

○環境目標1「低炭素で暮らしやすいまち」の目指すまちの姿において、駐輪場や自転車道の整備による自転車利用の促進に伴う環境負荷の低減や健康増進について謳っている。



出典：第2次沼津市環境基本計画

8.6. 自転車ネットワーク候補路線【当初（H29）】策定時

8.6.1. 市街地

市街地エリア内の幹線道路について、基本方針の路線選定基準に合致する路線区間を自転車ネットワーク更新路線として選定する。

基本方針1:だれもが安全・安心、快適に自転車を利用できる環境の創出

【路線選定基準】

- ① 自転車事故危険箇所（県警データ）
- ② 高校から指摘があった危険箇所
- ③ 高校へアクセスする路線

基本方針2:日常生活における自転車の利用促進

【路線選定基準】

- ① 日常主要施設（行政施設・商業施設、病院）へアクセスする路線
- ② 沼津駅から3km圏内の駅アクセス路線
- ③ 片浜駅・原駅からそれぞれ1km圏内の駅へのアクセス路線

基本方針3:観光・地域資源を活用した自転車の利用促進

【路線選定基準】

- ① 観光施設へアクセスする路線
- ② サイクリングマップの路線
（港周辺、狩野川、ぐるっと”ぬまいち”、KANOGAWA サイクリングMAP）
- ③ 太平洋岸自転車道、富士山1周ルート（ふじいち）に位置付けられた路線

以上の基本方針1～3を補完する新規路線

【路線選定基準】

- ① 自転車ネットワークを形成するために必要な路線
- ② 周辺市町の自転車ネットワークと接続する路線

基本方針項目別の自転車ネットワーク更新路線を重ね合わせて、全体の自転車ネットワーク候補路線とする。

基本方針1 だれもが安全・安心、快適に自転車を利用できる環境の創出

【路線選定基準】

基準 1: 自転車事故危険箇所（県警データ）

基準 2: 高校から指摘があった危険箇所

基準 3: 高校へアクセスする路線

★: 自転車事故件数が 4 件以上（平成 28 年）

資料：静岡県警事故発生 MAP

▲: 高校から指摘があった危険箇所



図 8-3 基本方針 1 に合致する路線（区間）

基本方針2 日常生活における自転車の利用促進

【路線選定基準】

基準1：日常主要施設（行政施設、商業施設※、病院）へアクセスする路線

基準2：沼津駅から3 km圏内の駅アクセス路線



※店舗面積 5,000m²以上の商業施設を対象

図 8-4 基本方針2 に合致する路線（区間）

基本方針3 観光・地域資源を活用した自転車の利用促進

【路線選定基準】

基準1：観光施設へアクセスする路線

基準2：サイクリングマップの路線
（港周辺、狩野川、ぐるっと”ぬまいち”）

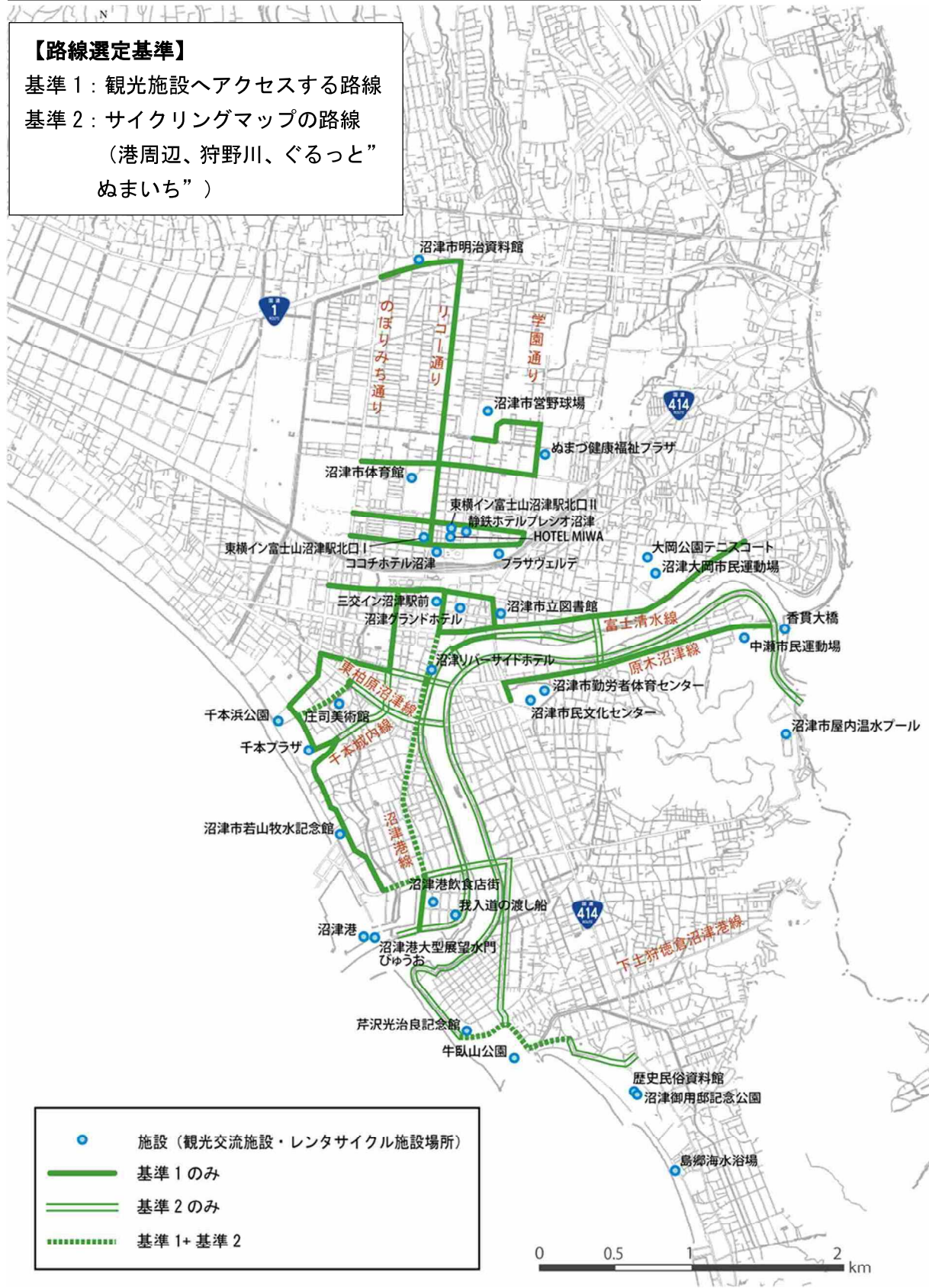


図 8-5 基本方針3に合致する路線（区間）

自転車ネットワーク候補路線図（基本方針との対応）

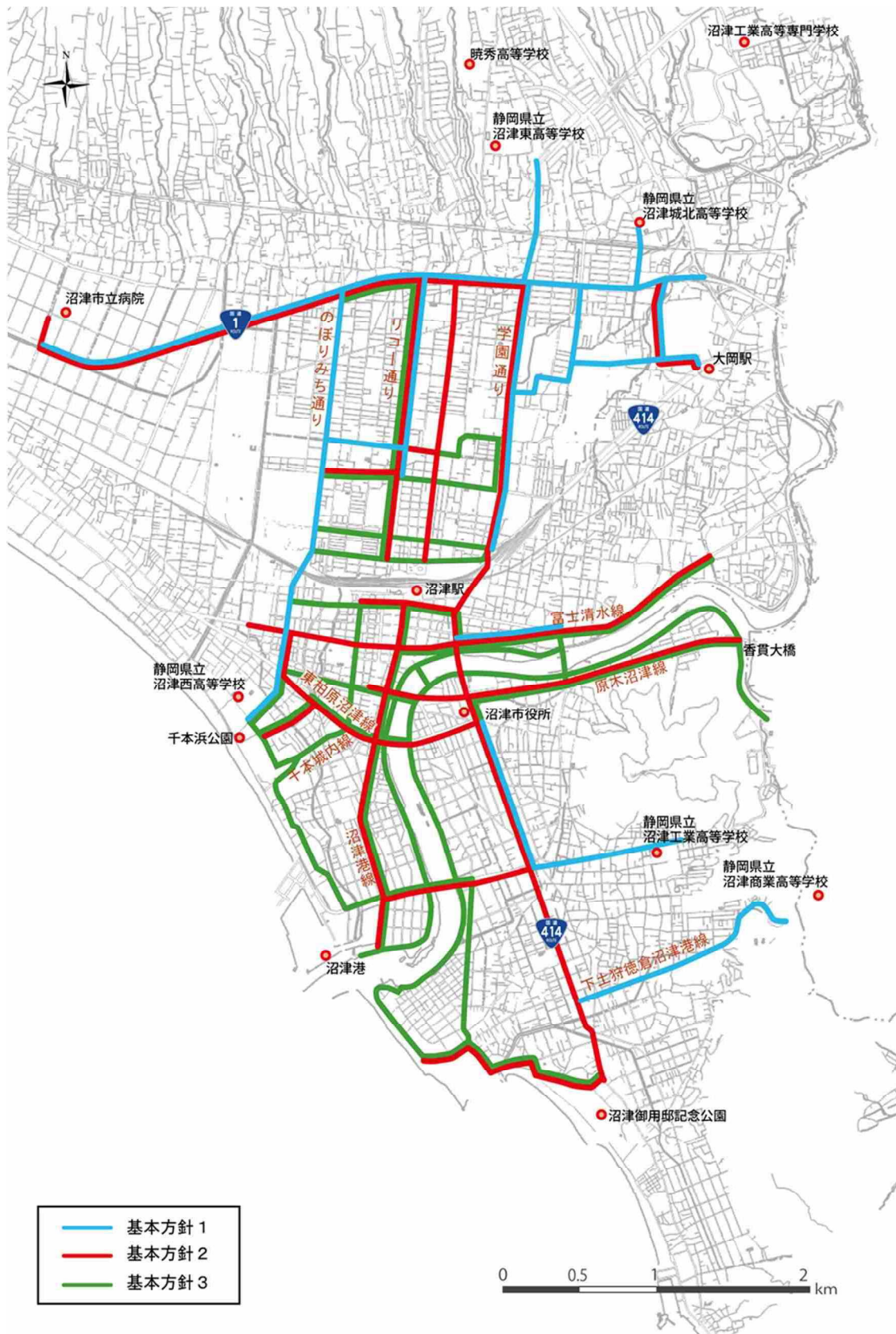


図 8-6 自転車ネットワーク候補路線図（基本方針との対応）

8.6.2. 南部

南部エリア内の自転車ネットワークは、以下の基本方針のうち、基本方針 3 に該当する路線区間を選定する。

基本方針1:だれもが安全・安心、快適に自転車を利用できる環境の創出

【路線選定基準】

- ④ 自転車事故危険箇所（県警データ）
- ⑤ 高校から指摘があった危険箇所
- ⑥ 高校へアクセスする路線

基本方針2:日常生活における自転車の利用促進

【路線選定基準】

- ④ 日常主要施設（行政施設・商業施設、病院）へアクセスする路線
- ⑤ 沼津駅から 3 km圏内の駅アクセス路線
- ⑥ 片浜駅・原駅からそれぞれ 1km 圏内の駅へのアクセス路線

基本方針3:観光・地域資源を活用した自転車の利用促進

【路線選定基準】

- ① 観光施設へアクセスする路線
- ② サイクリングマップの路線
（港周辺、狩野川、ぐるっと”ぬまいち”、KANOGAWA サイクリング MAP）
- ③ 太平洋岸自転車道、富士山 1 周ルート（ふじいち）に位置付けられた路線

以上の基本方針1～3を補完する路線

【路線選定基準】

- ①自転車ネットワークを形成するために必要な路線
- ②周辺市町の自転車ネットワークと接続する路線

基本方針 3 に合致する自転車ネットワーク候補路線図を次頁に記載する。

基本方針3 観光・地域資源を活用した自転車の利用促進

【路線選定基準】

- 基準 1：観光施設へアクセスする路線
- 基準 2：サイクリングマップの路線
（港周辺、狩野川、ぐるっと”ぬまいち”）



図 8-7 基本方針3に合致する路線（区間）

南部エリアの自転車ネットワークは、市街地エリアでの自転車ネットワークと接続し、観光周遊ルートとして機能する。

南部エリアの自転車ネットワークは、国道 414 号～主要地方道沼津土肥線のルートが基本となる。他のルートとしては、ぐるっと”ぬまいち”のサイクリングコース（下図参照）となっている狩野川沿いのルートがある。このルートは、沼津市以外に清水町、函南町、伊豆の国市を通ることから、隣接市町との連携が必要である。また、このルートから分岐し、現在整備中の国道 414 号静浦バイパスに接続して市街地エリアに入り、沼津港方面に向かうルートも考えられる。他に、沼津港からの舟運（三津港、大瀬港）との連携も考慮する。

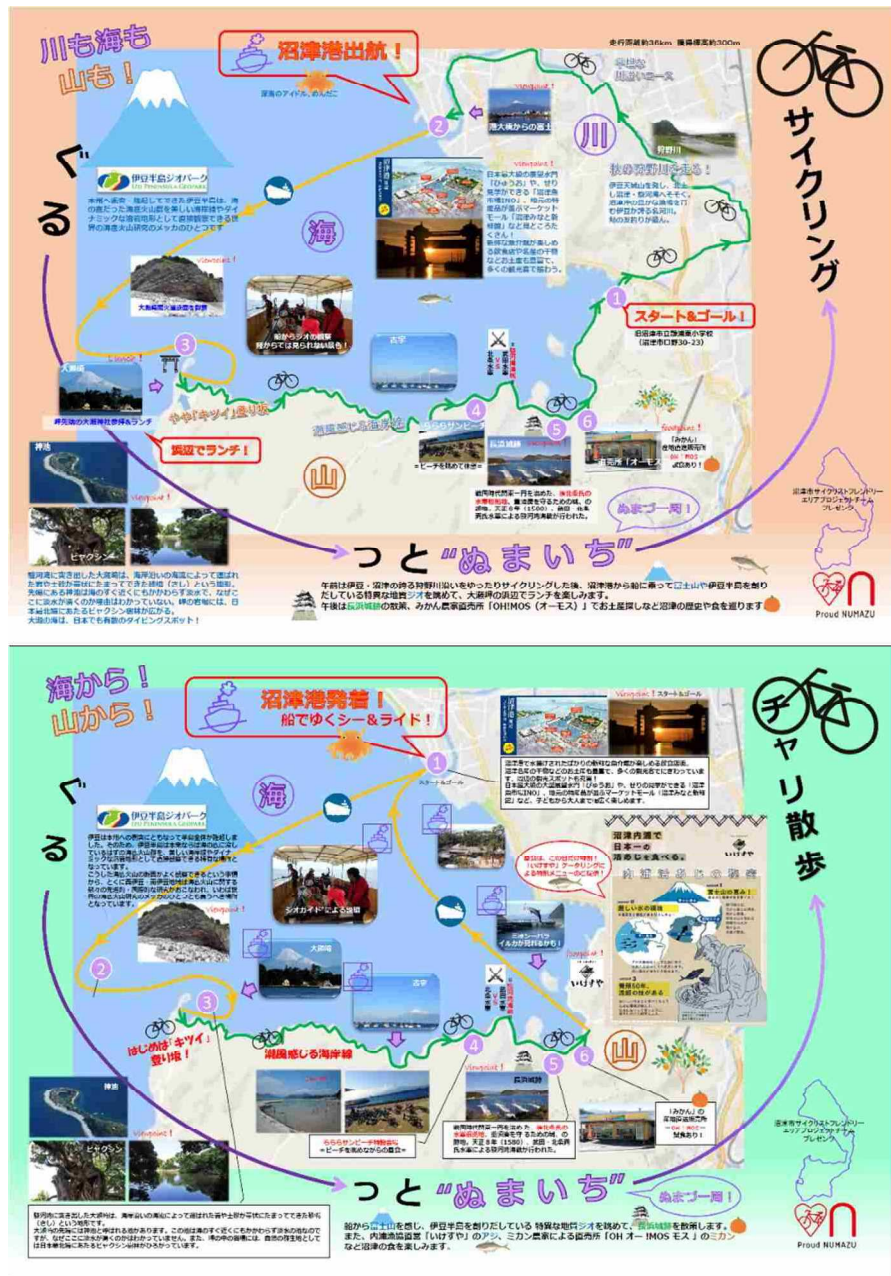


図 8-8 ぐるっと“ぬまいち”サイクリングコース

自転車ネットワーク計画路線（南部エリア）



図 8-9 自転車ネットワーク計画路線（南部）

8.7. 現地調査からの問題点

(1) 現地調査からの問題点と代替路・整備形態等の方針

表 8-1 現地調査からの問題点と代替路・整備形態等の方針

路線(区間)	現地調査からの問題点	代替路・整備形態等の方針
国道 1 号	規制速度 60km/h 区間であるが、現状の幅員構成では自転車通行空間の分離が困難	東駿河湾環状道路完成後の交通量変化の状況により変更を検討
国道 414 号 沼津駅周辺 (沼津駅周辺総合整備事業区間)	現状は片側だけ自転車歩行者道路(通行指定)	沼津駅周辺総合整備事業の進捗に併せて変更
国道 414 号 三園橋以南	交通量が多く、沿道施設からの出入り交通も多い 路肩が狭い	代替路(国道 414 号の都市計画幅員での整備までの時点) 自転車ネットワーク計画路線(一部区間)を国道 414 号から並行路線(市道)に短期的に変更
一般県道沼津停車場東 沢田線 (リコー通り)	現状では一部、自転車歩行者道	完成形態としては、歩道を含む幅員構成を見直し <u>自転車専用通行帯</u> に変更 当面の処置として、自転車歩行者道の通行位置明示
一般県道沼津停車場東 沢田線 (あまねガード)	自転車通行不可	沼津駅周辺総合整備事業に併せて変更
一般県道富士清水線(旧 国道 1 号) 市道 0103 号線 (納米里本田町線)	現状では一部、自転車歩行者道	完成形態としては、歩道を含む幅員構成を見直し <u>自転車専用通行帯</u> に変更 当面の処置として、自転車歩行者道の通行位置明示
市道 0216-1 号線 (のぼりみち通り)	JR 東海道本線交差のアンダーパス区間の通行環境が問題	歩道を含む幅員構成を見直し <u>自転車専用通行帯</u> に変更 沼津駅周辺総合整備事業に併せて変更
狩野川河川管理用通路	黒瀬橋付近：アンダーパスなし(市道と平面交差) 我入道付近：自転車走行困難区間あり(階段、道路条件)	国と協議

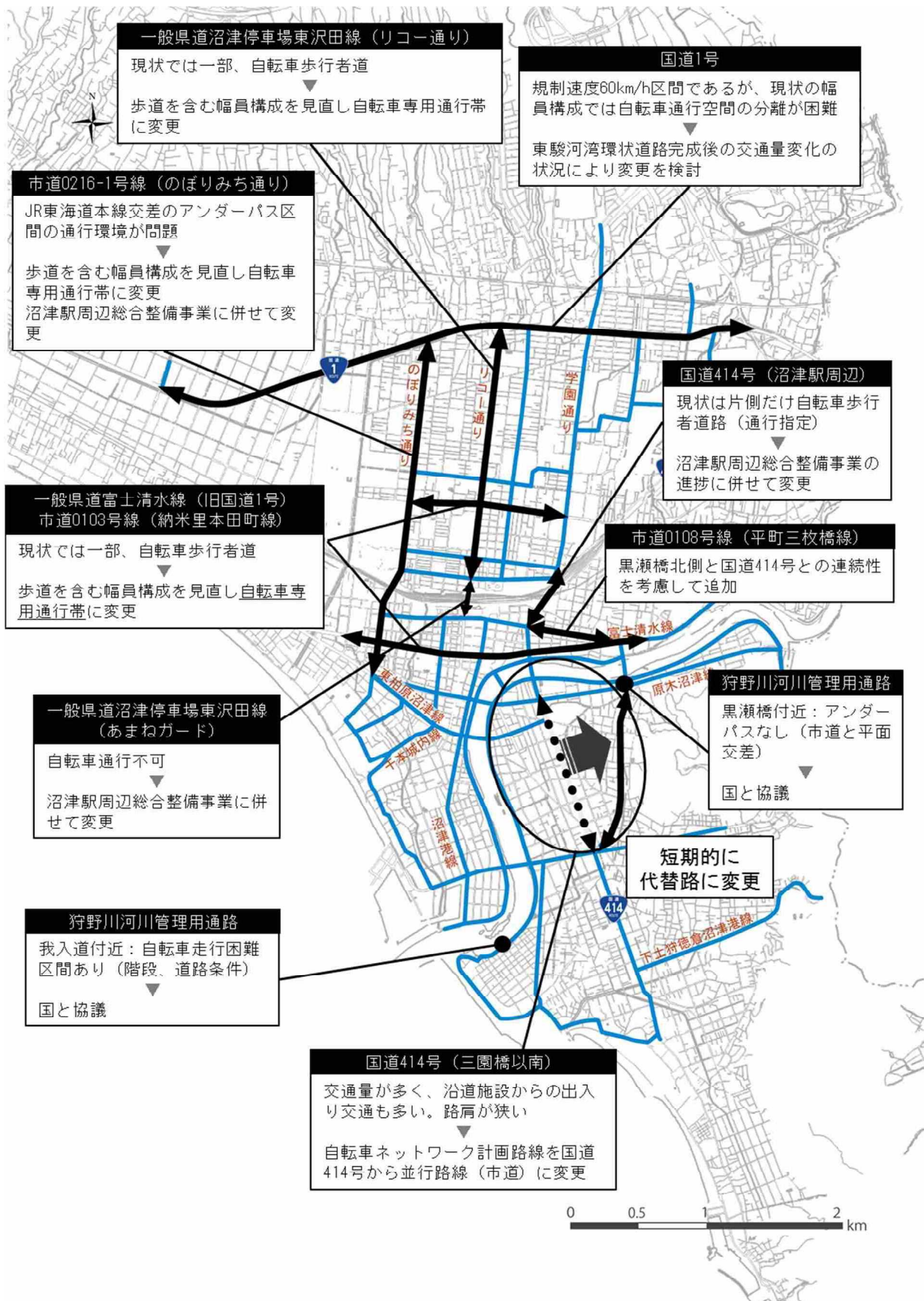


図 8-10 現地調査からの問題点と代替路・整備形態等の方針

8.8. 自転車ネットワーク計画路線（市街地エリア）

前記、「現況での自転車通行環境整備」、「現地調査からの問題点と代替路・整備形態等の方針」を考慮し、市街地エリアの自転車ネットワーク計画路線を設定する。

また、ここには以下の道路整備計画において実施される自転車通行環境整備についても追加考慮する。

- 国道 414 号静浦バイパス
- 都市計画道路沼津南一色線
- 市道 0246-3 号線

設定した自転車ネットワーク計画路線を次頁に示す。

自転車ネットワーク計画路線（市街地エリア）

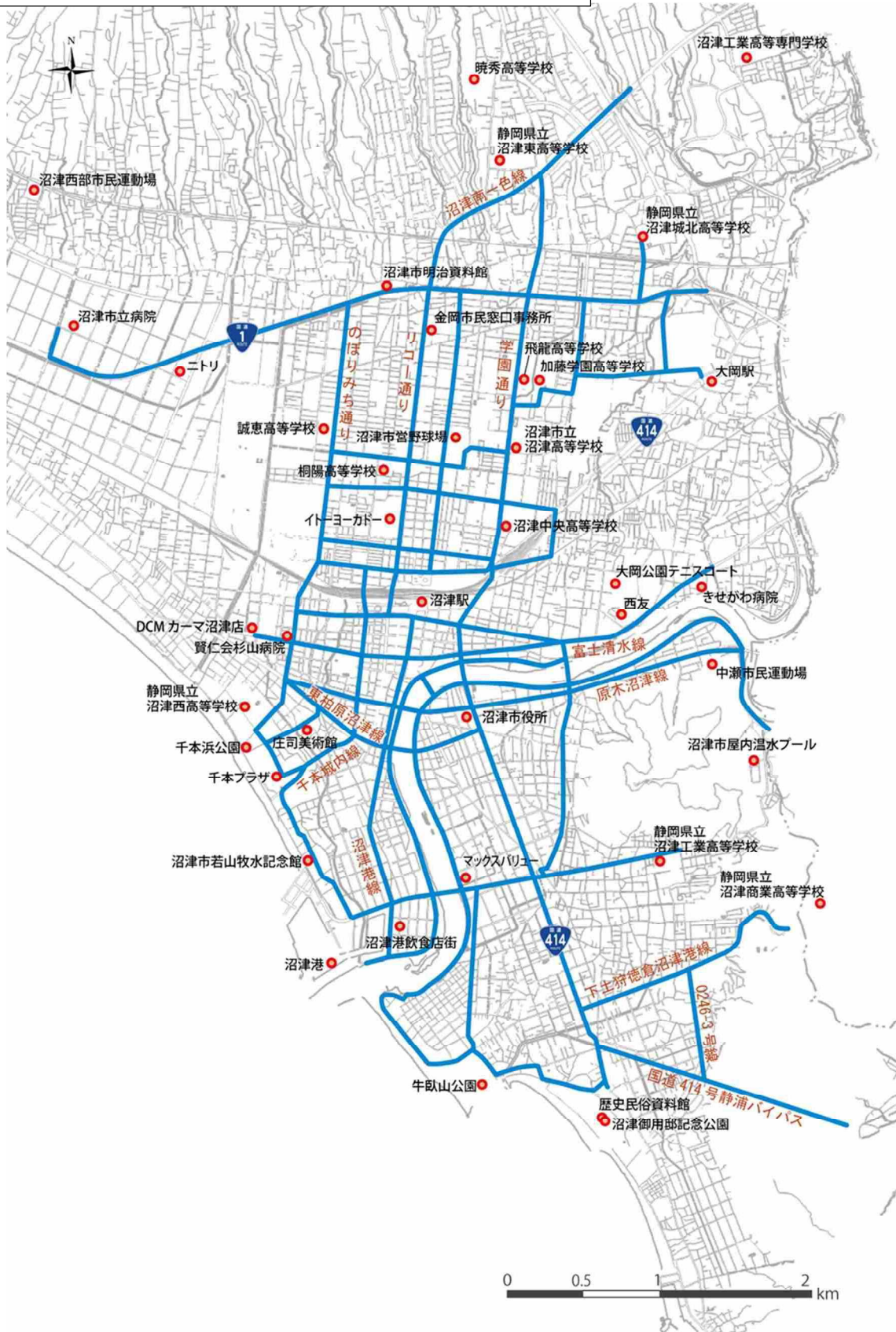


図 8-11 自転車ネットワーク計画路線（市街地エリア）

8.9. 自転車ネットワーク整備計画（市街地エリア）

前記、「自転車ネットワーク計画路線」で示された路線について、ガイドラインに沿って、下記の観点から長期及び短期に分類し整備形態を選定する。

長期：自転車通行環境整備の完成した状態（完成形態）

短期：自転車通行環境整備を暫定的に実施した状態（暫定形態、概ね5年後）

8.9.1. 自転車ネットワーク整備計画（長期）

自転車ネットワークの各路線（区間）について、ガイドラインに沿い、整備形態を選定する。ただし、本計画での整備形態は、望ましい自転車通行空間を示した計画のため、実施にあたっては、各道路管理者が関係機関と協議し決定する。

- 国道1号は、規制速度60km/hのため、ガイドライン上の完成形態としては、自転車道での整備となる。整備形態については、東駿河湾環状道路（事業化区間）完成後の交通量変化の状況を踏まえ、車道幅員との配分を考慮した整備とする。
- 国道414号の三園橋以南の区間は、短期計画では現状の道路交通状況から並行する市道を代替路として選定したが、国道414号の都市計画幅員での整備時には、国道414号の自転車専用通行帯も併せて整備する。
- 中心市街地のまちづくり計画や、その他の路線で都市計画幅員への道路拡幅が予定される区間では、その整備時期に合わせた幅員構成を考慮して整備形態を選定する。
- 自転車通行環境整備実施済の区間は、当面、その整備形態を継続するが、ガイドラインに準じていない形態では、長期的には道路空間の再配分を含めて、整備形態の変更を計画する。
- 自転車ネットワーク計画の整備状況を踏まえて、必要に応じて、路線及び整備形態の見直しを行う。

整備形態別自転車ネットワーク計画（延長約70km）を次頁に示す。

自転車ネットワーク整備計画（長期）

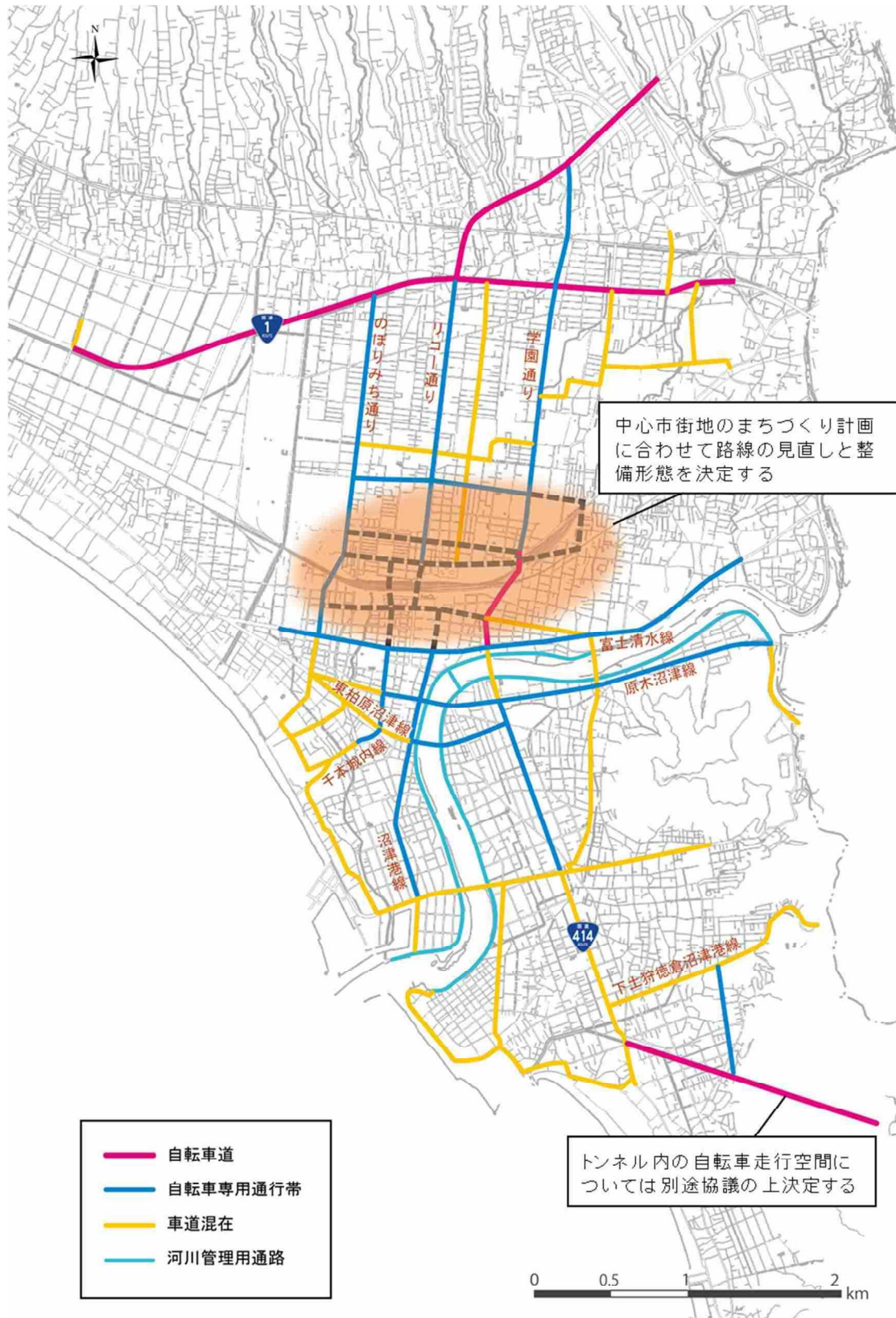


図 8-12 自転車ネットワーク整備計画（市街地）（長期）

8.9.2. 自転車ネットワーク整備計画（短期）

短期の自転車ネットワーク整備計画では、本来すべき完成形態での整備が当面困難な場合の対応などを考慮し、事業効果を早期に発揮するために設ける。

長期計画で「自転車道」及び「自転車専用通行帯」とする路線の中で、道路事情等からすぐに整備ができない路線は、暫定形態として「車道混在」の整備を行い、自転車通行空間の整備を進めるとともに自転車ネットワークに対する市民意識を高める。

なお、自転車歩行者道の整備中または整備済みの路線においては、その区間を自転車ネットワーク路線から外し、自転車ネットワークを補完する経路として、走行空間を確保する。

8.9.3. 対象路線の整備計画

自転車ネットワーク整備計画(短期)

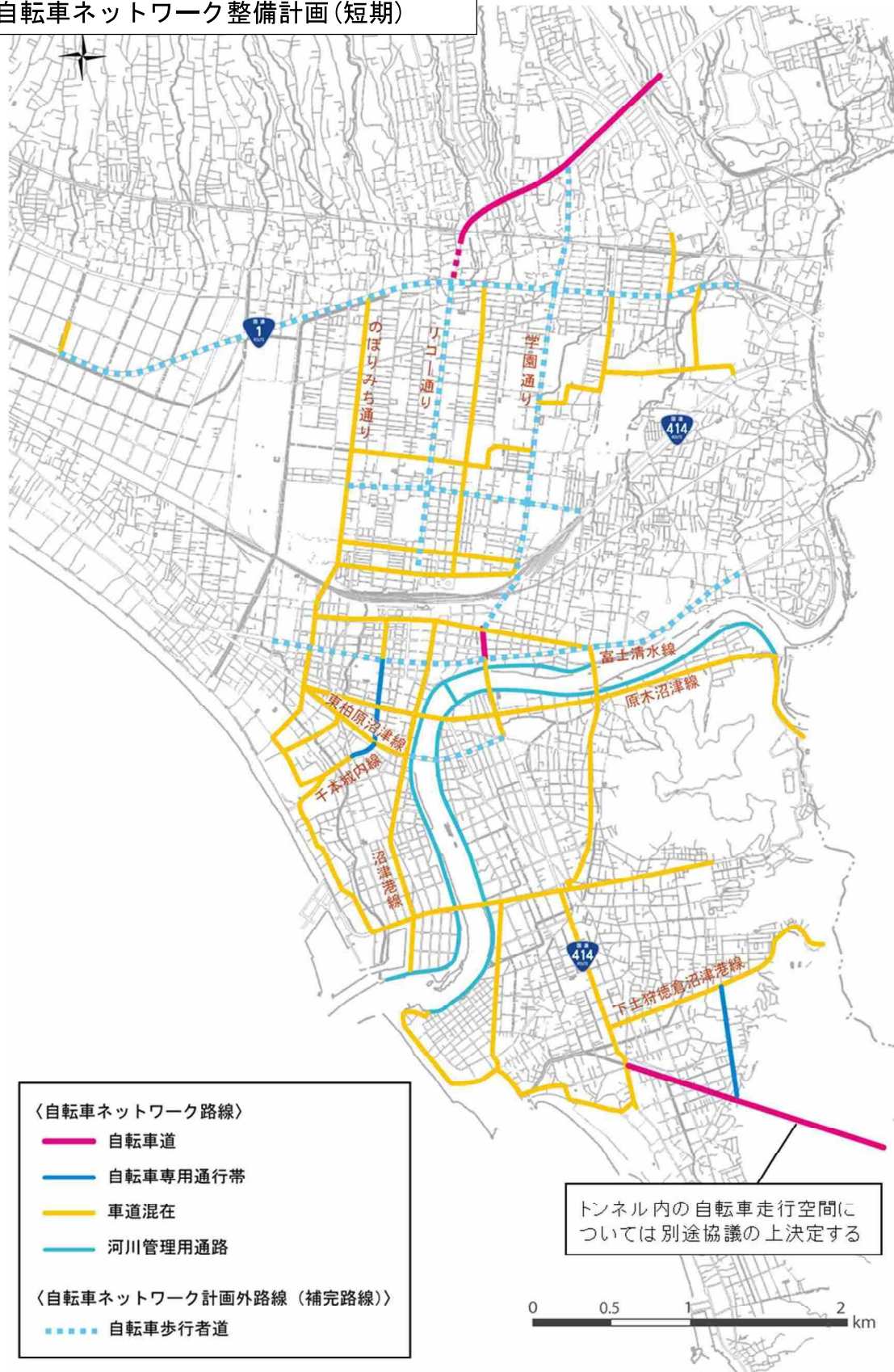


図 8-13 自転車ネットワーク整備計画（短期）

表 8-2 対象路線の整備計画

区間番号	路線名	区間	延長(km)	車道幅員(m)	道路幅員(m)	現況	短期	長期
■国道・県道（A）								
1	国道1号	市立病院南～長泉町境	9.3	25.5	31.5～32.0	自歩道	→	自転車道
2	国道414号	沼津御用邸記念公園～玉江町交差点	1.5	8.0	12.0	-	車道混在	→
3	国道414号	玉江町交差点～沼津市役所前	1.2	13.0	17.0	-	-	専用通行帯
4	国道414号	沼津市役所前～三園橋交差点	0.7	13.0	17.0	自歩道	車道混在	→
5	国道414号	三園橋交差点～三枚橋交差点	0.2	21.0	25.0	自転車道	→	→
6	国道414号	三枚橋交差点～三ツ目ガード北	0.5	12.0	20.0	自歩道	→	自転車道
7	国道414号	三ツ目ガード北～杉崎町交差点	0.4	12.0	20.0	自歩道	→	専用通行帯
8	国道414号	杉崎町交差点～竹ノ峠交差点	0.4	11.0	20.0	自歩道	→	※2
9	国道414号 ※1	（静浦バイパス）	2.5	-	-	-	自転車道	→
10	県道52号 沼津停車場線	あまねガード南～大手町交差点	0.4	16.0	24.5	自歩道	車道混在	※2
11	県道139号 原木沼津線	大門町～香貫大橋	2.7	11.0	18.0	自歩道	車道混在	専用通行帯
12	県道139号 原木沼津線	香貫大橋～沼津市屋内温水プール入口	0.7	8.25	10.25	-	車道混在	→
13	県道144号 下土狩徳倉沼津港線	下香貫交差点～横山トンネル	1.8	7.75	12.75	-	車道混在	→
14	県道159号 沼津港線	千本港町交差点～大手町交差点	1.7	13.0	22.0	自歩道	車道混在	専用通行帯
15	県道160号 千本城内線	浅間町交差点～乗運寺駐車場	0.2	12.0	20.0	自歩道	専用通行帯	→
16	県道160号 千本城内線	乗運寺駐車場～第二地区センター建設予定地	0.1	12.0	20.0	-	車道混在	→
17	県道162号 沼津停車場東沢田線	あまねガード北交差点～江原公園交差点（リコー通り）	1.9	16.0	25.0	自歩道	→	専用通行帯
18	県道162号 沼津停車場東沢田線	あまねガード	0.3	18.0	27.0	-	-	※2
19	県道163号 東柏原沼津線	西高入口交差点～永代橋	0.8	13.0	20.0	自歩道	車道混在	→
20	県道380号 富士清水線	丸子町交差点～黄瀬川大橋交差点	3.2	9.25～16.0	20.25～27.0	自歩道	→	専用通行帯
A 小計（国道・県道）			30.5	-	-	0.2	13.3	30.5
■市道（B）								
21	市道0103号線 納米里本田町線	本田町西交差点～杉崎町交差点	1.2	13.0～14.0	17.0～20.0	自歩道	→	専用通行帯
22	市道0105号線	沼津市立病院～市立病院南交差点	0.2	9.1	15.6	-	車道混在	→
23	市道0106-2号線 千本香貫山線	沼津中部浄化プラント～玉江町交差点	1.2	13.0	19.0	自歩道	車道混在	→
24	市道0106-3号線 千本香貫山線	玉江町交差点～沼津工業高校	0.9	13.0	18.0	自歩道	車道混在	→
25	市道0107号線 上香貫東間門	永代橋～沼津市役所南側	0.7	12.0	20.0	自歩道	→	専用通行帯
26	市道0108号線 平町三枚橋線	沼津駅前口交差点～三枚橋町交差点	0.3	13.5	21.5	自歩道	車道混在	※2
27	市道0108号線 平町三枚橋線	三枚橋町交差点～沼津警察署前	0.6	12.0	20.0	自歩道	車道混在	→
28	市道0109号線 西条千本線	添地交差点～西条町歩道橋	0.3	11.9	19.9	自歩道	車道混在	※2
29	市道0109号線 西条千本線	西条町歩道橋～浅間町交差点	0.5	13.0	21.0	自歩道	専用通行帯	→
30	市道0110-1号線他	沼津警察署前交差点～玉江町交差点	1.6	16.0	27.0	-	車道混在	→
31	市道0111-1号線	沼津リハビリテーション病院～芹沢光治良記念館	0.3	5.25	5.25	-	車道混在	→
32	市道0112-2号線 御成橋牛乱線	沼津リハビリテーション病院～港大橋東交差点	1.1	6.1	8.0	-	車道混在	→
33	市道0113号線 西間門新谷線	西高入口交差点～末広町	0.5	14.5	24.5	自歩道	車道混在	→
34	市道0113号線 西間門新谷線	末広町～大門町	0.1	14.5	24.5	自歩道	車道混在	専用通行帯
35	市道0216-1号線 市道沢田線	西高入口交差点～錦町（のぼりみち通り）	0.3	11.0	20.0	自歩道	車道混在	→
36	市道0216-1号線 市道沢田線	錦町～中沢田東交差点（のぼりみち通り）	2.3	11.0	20.0	自歩道	車道混在	専用通行帯
37	市道0221号線	国道1号岡一色～沼津大岡駅前郵便局	0.5	6.5	9.5	-	車道混在	→
38	市道0222号線	大岡駅～東芝機械沼津事業所	0.9	6.5	8.5	-	車道混在	→
39	市道0226号線	宮前町交差点～東芝機械沼津事業所	0.6	7.0	7.0	-	車道混在	→
40	市道0227号線	東芝機械沼津事業所～泉町北交差点	0.5	7.75	8.75	-	車道混在	→
41	市道0228-1号線 三枚橋岡宮線	杉崎町交差点～岡宮（学園通り・新幹線以南）	2.0	10.5	18.5	自歩道	→	専用通行帯
42	市道0228-2号線 三枚橋岡宮線	岡宮～静岡県立沼津東高校（学園通り・新幹線以北）	1.0	14.0	22.0	自歩道	→	専用通行帯
43	市道0232号線 沼津駅北口線	新宿町～国道1号東龍堂	1.1	8.6	12.6	-	車道混在	→
44	市道0234号線	双葉町交差点～あまねガード北交差点	0.5	12.5	20.5	-	車道混在	※2
45	市道0234号線	あまねガード北交差点～三ツ目ガード北交差点	0.6	11.0	21.0	-	車道混在	※2
46	市道0235号線	静岡県労働年金庫沼津支店～新宿町	0.8	10.0	15.0	-	車道混在	※2
47	市道0235号線	新宿町～三ツ目ガード北交差点	0.4	10.0	15.0	車道混在	→	※2
48	市道0237号線	錦町北交差点～あまねガード南	0.6	12.0	20.0	-	車道混在	※2
49	市道0246-3号線 ※1		0.4	-	-	-	専用通行帯	→
50	市道0249号線	沼津リハビリテーション病院～島郷公園駐車場	0.5	5.0	5.0	-	車道混在	→
51	市道0265号線	桐陽高校総合グラウンド南側	0.1	5.75	8.75	-	車道混在	→
52	市道0269号線	第二地区センター建設予定地～沼津西高校	0.6	6.0	6.0	-	車道混在	→
53	市道0270号線	第二地区センター建設予定地～沼津中部浄化プラント	1.3	6.5	7.5	-	車道混在	→
54	市道1722号線 沼津南一色線 ※1	江原公園交差点～沼津10南	1.1	23.0	27.0	-	自転車道	→
55	市道3076号線	国道1号岡一色～静岡県立沼津城北高校	0.4	6.0	8.0	-	車道混在	→
56	市道3453号線	学園通り泉町～桐陽高校総合グラウンド	0.4	8.0	10.0	車道混在	→	→
57	市道3471号線	桐陽高校～桐陽高校総合グラウンド	0.2	6.5	6.5	-	車道混在	→
58	市道3477号線	桐陽高校～のぼりみち通り田町橋	0.5	6.0	8.5	-	車道混在	→
59	市道3829号線	西高入口交差点～沼津西高校	0.4	6.0	6.0	-	車道混在	→
60	市道3832号線	本光寺～市道町7番地	0.4	4.5	4.5	-	車道混在	→
61	市道3896号線	千本港町交差点～沼津魚市場1NO	0.4	9.0	9.0	-	車道混在	→
62	認定外	島郷公園駐車場～沼津御用邸記念公園	0.6	-	-	-	車道混在	→
63	認定外	芹沢光治良記念館～島上寺	0.7	-	-	-	車道混在	→
64	（市道番号未定）七瀬川線	三ツ目ガード北交差点以東	0.4	18.0	27.0	-	-	※2
65	（市道番号未定）添地本田町線	添地交差点～添地公園交差点	0.3	10.0	17.0	-	-	※2
66	（市道番号未定）平町岡一色線	山王台～竹ノ峠交差点	0.4	18.0	27.0	-	-	※2
B 小計（市道）			30.9	-	-	0.8	25.0	30.9
■その他（C） ※3								
67	河川管理用通路	狩野川右岸側	2.6	-	-	-	-	-
68	河川管理用通路	狩野川左岸側	4.7	-	-	-	-	-
69	あゆみ橋	-	0.2	-	-	-	-	-
C 小計（その他）			7.5	-	-	-	-	-
合計：（A）+（B）+（C）：現況・短期・長期の合計には（C）を含んでいない。			68.9	-	-	1.0	38.3	61.5
整備形態別集計								
自転車道			13.6			0.2	3.8	13.6
自転車専用通行帯			19.5			0.0	1.1	19.5
車道混在			22.6			0.8	33.4	22.6

表中の「自歩道」は「自転車歩行者道」、「専用通行帯」は「自転車専用通行帯」を示す。次々頁以降、整備イメージを示す。ただし、長期で※2に該当する区間と、市道で車道混在のみの区間は除く。

※1：道路整備計画において実施中の路線。

※2：中心市街地のまちづくり計画に合わせて路線の見直しと整備形態の決定をする。

※3：河川管理用通路の整備形態は未定。

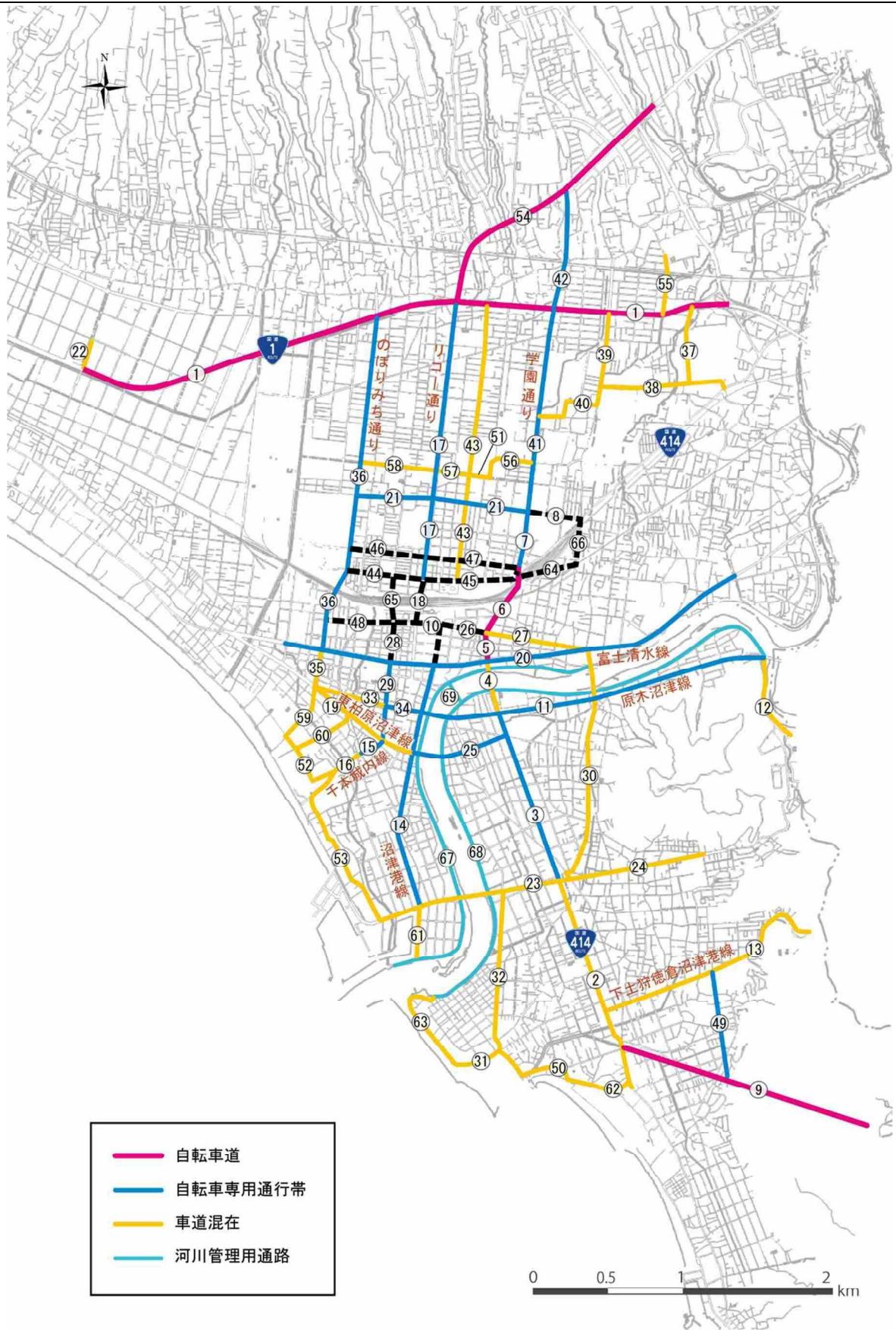


図 8-14 整備計画路線区間番号

8.10. 自転車ネットワーク整備計画（南部エリア）

自転車ネットワークの各路線（区間）について、ガイドラインに従い、整備形態を設定する。

自転車ネットワーク計画（長期）

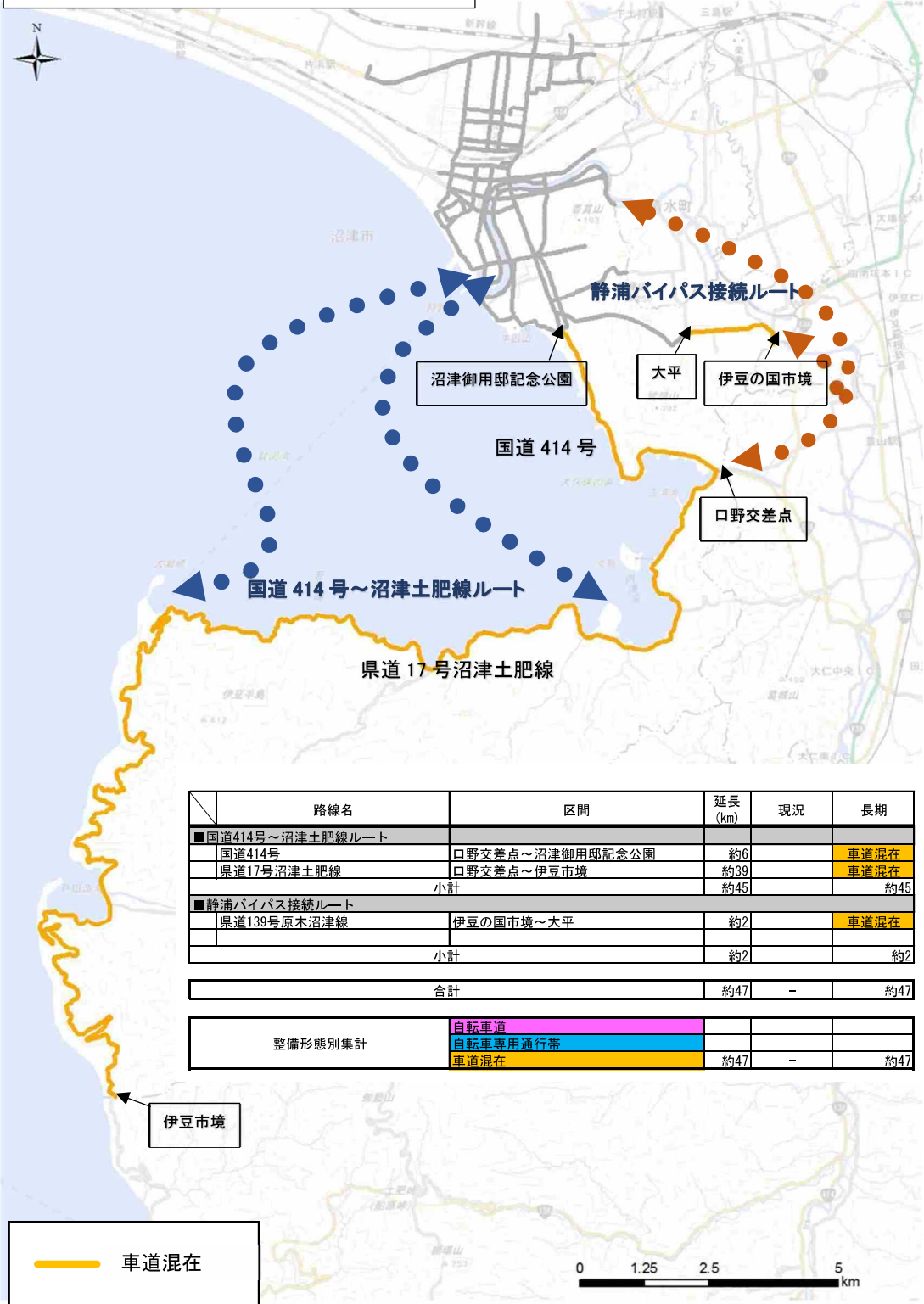


図 8-15 自転車ネットワーク整備計画(南部)(長期)

整備形態別自転車ネットワーク計画（短期）

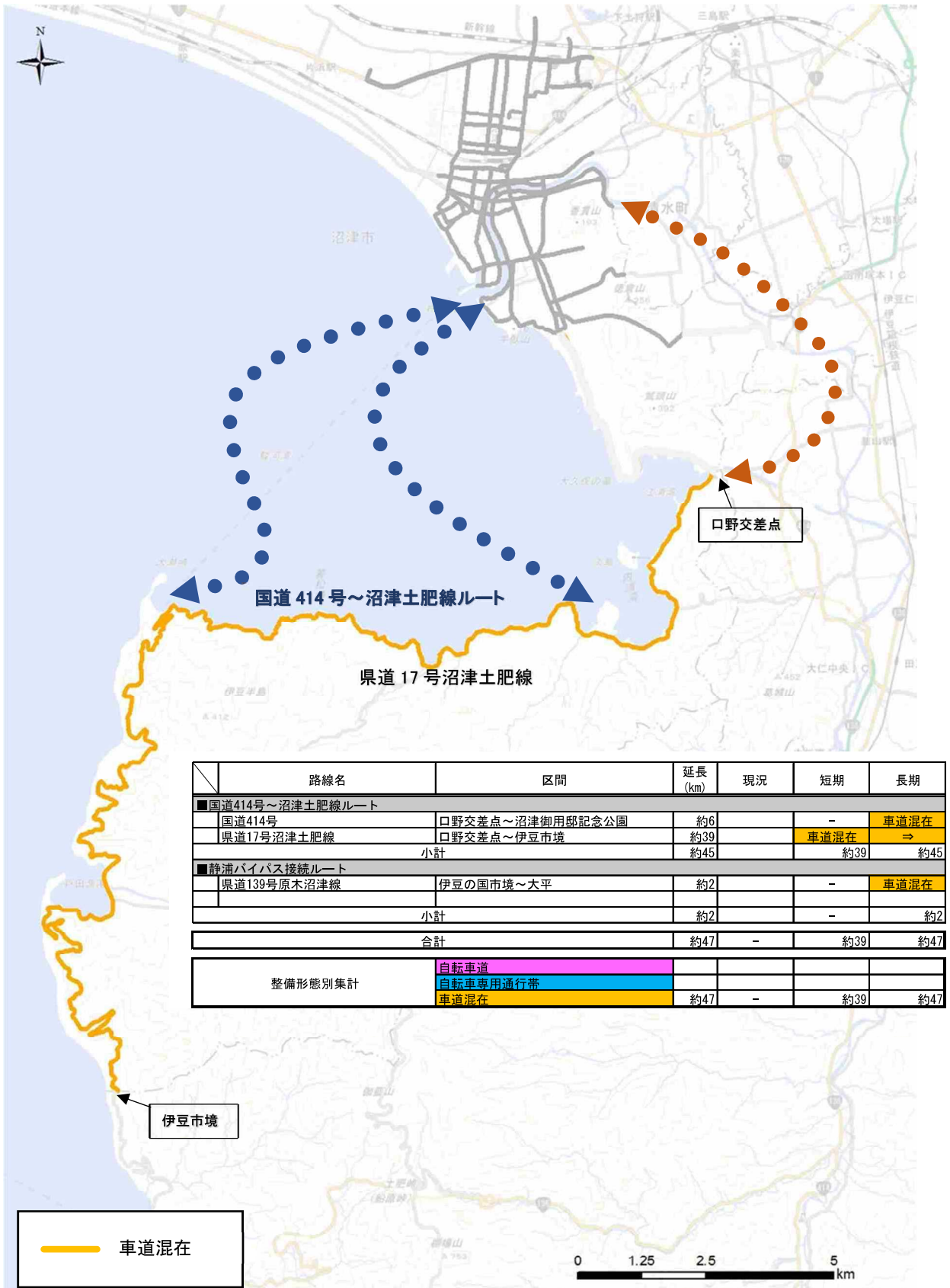


図 8-16 自転車ネットワーク整備計画(南部)(短期)